

==◎福祉政策動向（速報）【全社協 政策委員会】2011. 8. 1（月）==

◆この速報は、政策委員会委員・幹事、都道府県・指定都市社会福祉協議会、関係部・所長・広報室員に配信しています。

◆新聞記事についての詳細をご覧になりたい場合は記事番号をご連絡ください。メールにてお送りします。

○子ども・子育て新システム「中間とりまとめ」まとまる～少子化社会対策会議

7月29日、少子化社会対策会議（持ち回り審議）は、「子ども・子育て新システムに関する中間とりまとめについて」を決定した。

同とりまとめには、『今後、「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」及び「子ども・子育て新システムに関する中間とりまとめ」を踏まえ、費用負担の在り方などの残された検討課題について子ども・子育て新システム検討会議作業グループの下で開催されるワーキングチームにおいて検討を進め、実施主体である地方公共団体をはじめとする関係者と協議を行い、理解を得たうえで、子ども・子育て新システムの成案をとりまとめ、恒久財源を得て早期に本格実施（それまでの間は、法案成立後、平成25年度を目途に、子ども・子育て会議（仮称）や国の基本指針など可能なものから段階的に実施）できるよう、平成23年度中に必要な法制上の措置を講じることとされている税制抜本改革とともに、早急に所要の法律案を国会に提出する』としている。

「子ども・子育て新システムに関する中間とりまとめについて」の詳細はこちら⇒
<http://www8.cao.go.jp/shoushi/10motto/08kosodate/pdf/torimatome.pdf>

○「障害者基本法の一部を改正する法律案」成立

7月29日、「障害者基本法の一部を改正する法律案」が与野党の修正のうえ、参議院で可決、成立した。

改正法には、障害者に政治参加を促すための投票所のバリアフリー化、障害者が刑事事件で取り調べを受けたり裁判に臨んだりする際の意味疎通を図る手段の確保などが盛り込まれている。

また民主、自民、公明3党による修正で、障害者の定義に、自閉症など「発達障害」を含むことを明記したほか、東日本大震災を踏まえて国や自治体に、障害の程度や生活事情に応じた防災・防犯施策を講じることが義務付けた。

「障害者基本法の一部を改正する法律案」の詳細はこちら⇒

http://www.shugiin.go.jp/index.nsf/html/index_gian.htm

「障害者基本法の一部を改正する法律案に対する修正案（民主・自民・公明案）」の
詳細はこちら⇒

http://www.shugiin.go.jp/index.nsf/html/index_gian.htm

以上

社会福祉法人 全国社会福祉協議会・政策企画部

〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル

T E L 03-3581-7889 z-seisaku@shakyo.or.jp